

環境審議会第 1 部会（令和 3 年 6 月 3 日開催）における意見と対応

1 6 月 3 日開催環境審議会第 1 部会での事前意見

No.	項目	審議会時資料		意見等	意見等への対応	対応ページ	委員	担当課室等
		ページ	行					
1	第 1 章 第 1 節	2、4	—	○ 国は 2050 年脱炭素を宣言しましたが、その実現に向けて 2030 年の CO2 削減目標を、これまでの 26%から 46%削減へと強化しました。この 2030 年削減目標も追記し、福島県の対応姿勢も明記してはいかがでしょうか。	○ ご意見を踏まえ、国における 2030 年削減目標及び対応方針についても記載します。	2	崎田委員	環境共生課
2	第 2 章 第 2 節	9	21 行目	○ 環境・経済・社会の統合的な向上→環境・経済・社会を統合的に循環し、地域活力を最大化して向上(地域循環共生圏の考え方より)	○ ご意見を踏まえて本文を修正します。	9	渡邊委員	生活環境総務課
3	第 2 章 第 3 節	10～12	—	○ 環境創造センターの役割を第 2 章に置いて強調したいという意図はよくわかるのですが、一組織の役割を「基本目標と基本姿勢」の箇所まで説明するのは、バランスを欠いているようにも思います。個人的には、第 2 章第 2 節の中で頭出し的に言及したうえで、他の箇所(例えば第 5 章)で詳細を説明するという方が、バランスは良いのではないかと思料します。	○ ご意見について、環境創造センターは計画の基本姿勢にある、「環境回復の推進」及び「美しい自然環境に包まれた持続的な可能な社会の実現」を具現化するため、施策展開にあたっての重要な役割を担うことから、第 4 章「施策の体系と展開」において記載することとします。	9 65～67	清水委員	生活環境総務課 環境創造センター
4	第 2 章 第 3 節	10～12	—	○ 2 章で、福島県環境創造センターの役割を書いているのは違和感があります。福島県環境創造センターは手段のほうです。5 章あたりに移動させてはいかがですか。	○ ご意見について、No. 4 の対応と同様に、第 4 章「施策の体系と展開」において記載することとします。	9 65～67	沼田委員	生活環境総務課 環境創造センター

No.	項目	審議会時資料		意見等	意見等への対応	対応ページ	委員	担当課室等
		ページ	行					
5	第2章 第3節	10~12	—	<p>○ 第2章第3節の「福島県環境創造センターの役割」の追加は、まさに基本姿勢として評価します。しかし、内容的には現在の機能、業務を平板的に記載いただいているだけなので、第2章への収まりとしては悪いような気がします。現在の記載は、資料編に移動させてはどうでしょうか。</p> <p>○ 一方、基本姿勢として創造センターをどのように位置づけ、環境基本計画が目指す姿を達成していくうえでどのように強化して役割を担っていただくのか、どこかに簡潔に明示いただいたほうが良いように思います。</p>	<p>○ ご意見について、No.4の対応と同様に、第4章「施策の体系と展開」において、その役割等を含めて記載することとします。</p>	9 65~67	大迫委員	生活環境総務課 環境創造センター
6	第2章 第3節	10~11	—	<p>○ 創造センターの役割は、基本的に原発事故から安心して生活できる環境の回復・創造が主体になっています。「持続可能な社会実現」をセンターが担うには、モニタリング、調査研究、情報収集・発信、教育・研修・交流の内容が放射線重視になっています。センターの4つの事業の図についても同様です。福島県にとって放射線の課題を優先的に解決し、持続的な環境創造へ向かうことは大変重要ですが、持続可能な社会創造には、温暖化をはじめとする緩和策・適応策、多様性保全、災害防止、農林・水産業対策などに関する調査研究、情報収集・発信、教育・研修・交流の内容が必要ではないかと考えます。</p>	<p>○ ご意見について、No.4の対応と同様に、第4章「施策の体系と展開」において記載することとします。</p> <p>○ また、環境創造センターにおける各取組の記載の中で、温暖化、多様性保全等に対する取組についても、記載を追加することとします。</p>	9 65~67	渡邊委員	環境創造センター
7	第4章 第1節	18	11行目	<p>○ 「地球温暖化対策推進計画」に対して法的にも「気候変動適応計画」が各都道府県でも実施されています。推進計画に</p>	<p>○ 現在改定に向けた作業中である、「福島県地球温暖化対策推進計画」を気候変動適応法（平成30年法律第5</p>	—	渡邊委員	環境共生課

No.	項目	審議会時資料		意見等	意見等への対応	対応ページ	委員	担当課室等
		ページ	行					
				適応計画が入っているのですが、別途適応計画の策定をご検討ください。	0号) 第12条に基づく地域気候変動適応計画に位置づける予定としており、その中で適応策に関する記載についても充実化を図ってまいります。			
8	第4章	19、20 28、31 39、48 56、63	—	○ 関連するSDGsのゴール→関連するSDGs (のゴールを削除)	○ ご意見のとおり修正したうえで、「関連する主なSDGs」とします。	18ほか	渡邊委員	生活環境総務課
9	第4章 I	20～	—	○ 環境回復の推進において、県民の安心面からの理解を得ることは非常に重要なことと思いますが、改めて計画案をみますと、リスクコミュニケーションに関する課題、施策がほとんどないように思いますが、どのように考えていますか。	○ ご意見について、重要な課題、施策と認識しており、コミュタン福島における展示等を通して、環境回復の推進に向けた理解促進に取り組んでおります。このことは、次期計画においても65ページで記載しています。 ○ このほか、本計画には位置付けていないところですが、県民に対して、食と放射能に関する正しい情報の提供と知識の修得を通じて、不安や疑問の解消を図る説明会を開催するなどの取組についても行っているところです。	—	河津委員	一般廃棄物課 中間貯蔵施設等対策室 除染対策課 環境創造センター 消費生活課
10	第4章 I II	22、33 38、50	—	○ 「森林における放射性物質対策」「森林づくりの推進」「環境指標の10・11」「野生鳥獣被害対策」は農林水産部の管轄では？ どういうすみ分けになっていますか。(資料3-4の9-11ページの(1)、資料3-4の19-20ページの(7)、資料3-4の46ページの森林環境税も同様です)	○ 「森林における放射性物質対策」(P22)、「森林づくりの推進」(P33)、「環境指標の10・11」(P38)については農林水産部の所管となっております。 ○ また、「野生鳥獣被害対策」(P50)については、農林水産部と生活環境部が所管となっております。 ○ 環境基本計画は、環境に関わる全庁的な課題・施策をまとめたものであり、生活環境部のみならず、他部局が所管する施策についても、本計画に記載しております。	—	沼田委員	生活環境総務課

No.	項目	審議会時資料		意見等	意見等への対応	対応ページ	委員	担当課室等
		ページ	行					
11	第4章 I-2	30	—	○ 廃炉は30～40年とされていますが、更地にするには100年以上という専門家の意見や、記憶に残るモニュメントを残してはどうかという県民のご意見も伺います。廃炉の早期の進展を願うのは当然ながら、廃炉と復興のあり方や将来像を、県民の方々と廃炉関係者が率直に意見交換できる場づくりを目指していただくことを期待します。	○ ご意見について、今後の施策を展開するにあたっての参考とさせていただきます。 ○ なお、例として、廃炉においては、関係13市町村の住民及び各種団体の代表者等で構成する「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全確保県民会議」により、東京電力及び国の取組について、安全かつ着実に進むよう、県民目線での意見や各界各層からの幅広い意見を頂く機会を設けているところです。	—	崎田委員	原子力安全対策課 避難地域復興課
12	第4章 II-1 (1)	32	施策	○ 県民総ぐるみの省エネルギーの取組として、建物のZEBやZEHは重要ですが、新築だけでなく多くを占める既築建築物や既築住宅の断熱改修などが現実的には重要となります。その辺の記載も必要と考えます。	○ ご意見について、現在の中間整理案においても、新築のみならず既建築物や住宅の改修等が織り込まれているところですが、よりその施策の内容が明確となるよう、記載内容を修正します。	30	崎田委員	建築指導課
13	第4章 II-1 (1)	36	—	○ 水素社会に向けた福島水素エネルギー研究フィールドを軸にした地域実装は、世界初の試みとして期待されています。研究フィールドだけでなく、地域社会がCO2フリー水素の活用をいち早く実装し、脱炭素地域を実現するために、自動車、運輸、住宅、建物、学校など公共建築含め、どう総合的に活用するのか、具体化を期待します。	○ ご意見のとおり、脱炭素社会の実現に向けては、様々な対策を総合的に推進していくことが重要です。現在改定に向けた作業中である、「地球温暖化対策推進計画」において、対策を具体化できるよう検討を進めてまいります。 ○ また、国の水素利活用に向けた取組とも連携してまいります。	—	崎田委員	環境共生課
14	第4章 II-1 (5)	37	—	○ 適応計画の策定についてはNo.8で述べましたが、適応センターの設置の前に計画づくりが必要になると思います。環境基本計画ですので、水資源・水質、多様性保全(例えばブナ林など)、洪水(河川、内水面)、斜面崩壊、高潮・高波、	○ ご意見について、現在の中間整理案においても、洪水や斜面崩落、農林水産業等に関する内容は施策に含まれているところですが、より施策の内容が明確になるよう、記載の追加を検討します。	35	渡邊委員	生活環境総務課 環境共生課

No.	項目	審議会時資料		意見等	意見等への対応	対応ページ	委員	担当課室等
		ページ	行					
				農林水産業、病虫害などの項目に対する課題・施策もご検討ください。				
15	第4章 Ⅱ-1 (5)	38	16行目	○ 落石だけではなく、斜面崩壊も必要ではないでしょうか。また、No. 15と関わり、指標もご検討ください。	○ ご意見を踏まえ、土砂災害警戒区域等の指定数（モニタリング指標）等を追加掲載することとします。	36	渡邊委員	土木企画課
16	第4章 Ⅱ-2 (4)	44	3段目	○ 「環境と共生する農林水産業の推進」は、循環型社会ではなく、自然共生社会に関係する話と思います。	○ ご意見について、当該施策は、事業者が認証GAP及び有機JAS認証等の取得促進や、間伐材等未利用材の活用による森林資源の循環利用の促進など、環境と調和した事業活動を推進するものであるため、現在の項目中での掲載としたものです。	—	沼田委員	生活環境総務課 環境保全農業課 水産課 林業振興課
17	第4章 Ⅱ-3 (1)	48	2段目	○ 「環境保全の啓発」自然環境保全は貴重な生態系だけでなく、多様性の視点を持つ必要があるかと思えます。単一的な自然環境だけでは多様性は保全できないと考えます。	○ ご意見を踏まえ、多様性の視点を取り入れた記載とします。	46	今野委員	自然保護課
18	第4章 Ⅱ-3 (1)	49	1段目	○ 「自然とのふれあいの場の整備」地域の人が利用しやすい環境であることも重要ですが、各地域の生物多様性に配慮した整備の仕方を推進することも重要と考えます。	○ 意見について、例えば、自然公園事業においては、自然環境整備計画に基づき、生物多様性の確保や、公園利用による生態系への影響を最小限にするための施設整備等について、計画的に実施しているところです。 ○ なお、ご意見を踏まえて、施設整備における生態系への配慮についての記載を追加します。	47	今野委員	自然保護課 水・大気環境課 森林計画課 森林保全課 河川計画課 河川整備課 まちづくり推進課
19	第4章 Ⅱ-3 (2)	50	現状	○ 「現状」狩猟者の減少が鳥獣被害増加の要因に見えますが、実際には農山村の活動低下等様々な要因により、現状の問題が発生しています。この書き方では、『狩猟	○ ご意見を踏まえ、(2)現状において、狩猟者減少以外の要因についても追記します。	48	今野委員	自然保護課 環境保全農業課

No.	項目	審議会時資料		意見等	意見等への対応	対応ページ	委員	担当課室等
		ページ	行					
				者を増やせばいい』と捉えられてしまいますので、改善を求めます。				
20	第4章 II-3 (2)	50	参考	○ 「共生センターの役割」 傷病鳥獣のリハビリの様子を公開するなどして、『野生鳥獣との付き合い方を学ぶ』という役割もあるかと思っておりますので、ご検討ください。	○ ご意見を踏まえ、野生生物共生センターにおける野生鳥獣との共生に関する学習に係る役割についても追記します。	48	今野委員	自然保護課
21	第4章 II-3 (3)	51	2段目 課題	○ 「県内の生態系」 生態系という意味では、外来種を含めて生態系であると考えます。もともと生息している(在来)生き物の生態系を・・・の方が良いのではないのでしょうか。	○ ご意見を踏まえ、生態系の意味する範囲が明確になるよう、具体的に記載します。	49	今野委員	自然保護課
22	第4章 II-3 (3)	51	3段目 施策	○ 「生物多様性の認知度不足」 せせらぎスクールや森の案内人による環境教育、森林学習会等、様々な場面で普及の機会はあるかと思っております。それらの機会を存分に活用できるよう、森の案内人になるための研修会で生物多様性について学んでもらうなど、生物多様性について普及できる機会と人材を育成していくことも必要ではないのでしょうか。	○ ご意見を踏まえ、様々な施策の中で、生物多様性についての県民への理解が深まるよう、学習の機会創出と人材育成等にも取り組んでまいります。	—	今野委員	自然保護課
23	第4章 II-4 (4)	60	—	○ 「(4) 大規模な開発行為への対応」についても、何らかの評価指標があればと思います。	○ ご意見について、本施策は、事業者等が開発行為を行うにあたって、事業者等自らが関係法令に基づき環境影響評価等を実施することが前提となるものであり、また、大規模な開発行為への事前指導については、一定規模以上の開発行為に係る関係法令等の許認可の見通しの観点から必要な指導等を行うものであり、定量的な目標を設定するなどの指標化は難しいものと考えます。	—	沼田委員	環境共生課 復興・総合計画課

No.	項目	審議会時資料		意見等	意見等への対応	対応ページ	委員	担当課室等
		ページ	行					
24	第4章 II-5 (4)	63	—	○ 環境教育については、資料1で、もっと多くのSDGsゴールが関連しているように示されていたのではと思います。それらをすべて書いてはいかがですか。	○ ご意見について、環境基本計画では関連するSDGsが多岐にわたることから、施策展開にあたり、特に関連する重要なSDGsのみを示しております。 ○ なお、ご指摘を踏まえ、「関連するSDGsのゴール」から「関連する主なSDGs」へ記載を変更します。	61ほか	沼田委員	生活環境総務課
25	第4章 II-5 (3)	65	4段目	○ 「東日本大震災・原子力災害伝承館」との連携ですが、非常に良いことだと思います。できれば両者の特徴を生かした、より教育効果を高める包括的なプログラムを構築されて連携されるのが良いと思います。また、伝承館だけではなく、さらに福島県内の各施設を包含した連携にも期待しています。 ○ なお、webなどで結んだオンラインイベントの開催など、コロナ禍でも気軽に参加できるような企画も良いのではないかと思います。	○ 伝承館との連携については、環境創造センター人材育成プログラムの伝承館での開催など、より連携を深めた取組の実施について検討してまいります。また、県内施設との連携や、県内の様々な施設、企業の参画などにも引き続き取り組んでまいります。 ○ なお、昨年度は環境創造シンポジウムをオンラインで開催したところであり、引き続きコロナ禍でも様々な方が気軽に参加できるような企画にも取り組んでまいります。	—	武石委員	環境創造センター 生涯学習課

※環境指標に係る資料（資料2-4）に対する意見

No.	項目	意見等	意見等への対応	対応ページ	委員	担当課室等
26	II 1 (5) 気候変動への適応	○ 上記No. 14、15の意見で記載	○ ご意見を踏まえ、No. 15の意見と同様に、土砂災害警戒区域等の指定数（モニタリング指標）等を追加掲載することとします。	36	渡邊委員	土木企画課
27	II 2 (4) 環境と調和した事業活動の展開	○ 「環境と調和した事業活動の展開」には、「うつくしまエコ・リサイクル認定制度」の認定数等を入れるべきと思います。	○ ご意見を踏まえ、「うつくしま、エコ・リサイクル製品認定数」を指標として追加します。	44	沼田委員	環境共生課

No.	項目	意見等	意見等への対応	対応ページ	委員	担当課室等
28	Ⅱ 5 (3) 情報収集・提供と発信	<ul style="list-style-type: none"> ○ 情報収集・提供と発信であれば利用者数や参加学校数ではなく、まさに情報収集状況、提供・発信数などが指標になるのではないのでしょうか。 ○ 利用者数を増加することに指標を定めることで、センターの施策のPDCAサイクルが動くとは考えられません。内外ともに負担になり、目的を外しかねません。センターの事業化が基本計画でのNo. 7を担うのであれば、より重要な位置付けになりますので、これらに見合った指標が必要と思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ コミュタン福島の利用や環境学習への活用を促進することにより、放射線に関する知識の普及や福島現在の現状に関する情報発信を広めていくことから、「コミュタン福島の利用者数」「コミュタン福島を活用して環境学習を行った県内小学校の割合」を指標として設定しております。 	—	渡邊委員	環境創造センター

2 6月3日環境審議会第1部会での当日意見

No.	項目	審議会時資料		意見等	意見等への対応	対応ページ	委員	担当課室等
		ページ	行					
29	第2章第2節	8	—	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境基本計画の基本姿勢の2本柱「環境回復の推進」と「美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現」の後者の5番は、前者にも関わる話かと思われしますので、両方に係る姿勢として記述した方がよいのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ご意見を踏まえ、図示の方法を修正します。 	8	清水委員	生活環境総務課
30	第2章第2節	8	—	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本姿勢の「環境回復の推進」の横に小さい文字で「原子力災害からの」と書いてあり、放射線物質や原子力発電所周辺など原発関係に限定していますが、県民、国民の目線から3つ目の項目に、何か加えられたらより分かりやすくなるのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ご意見について、No. 30のご意見と同様に、対応します。 	8	伊藤委員	生活環境総務課

No.	項目	審議会時資料		意見等	意見等への対応	対応ページ	委員	担当課室等
		ページ	行					
31	第2章 第3節	10	—	<p>○ (本資料 No.4~7 の意見等への対応に対し)</p> <p>コミュタン福島の位置づけを第2章から第4章に移動するという話があったかと思うが、これは第2章から環境創造センターの記載を無くしてしまうという主旨なのか、環境創造センターが大事であるという主旨から第2章にも記載を残すのかお聞きしたい。</p>	<p>○ ご意見について、環境創造センターの詳細は第4章に移しますが、頭出しというか概要などは第2章で記述した上で詳細は第4章に記述します。</p>	9 65~67	清水委員	生活環境総務課 環境創造センター
32	第4章	17~66	—	<p>○ 課題があるが施策がないものや、課題と施策が不一致なものがあるため、確認していただきたい。</p> <p>○ また、指標の目標値がPDCAサイクルを評価できるものとして設定されているか、課題と施策、数値目標の整合性をもう一度確認していただきたい。</p>	<p>○ ご意見について、全体として、課題と施策の整合性や、指標の目標値におけるPDCAサイクルの評価の観点から、再度確認します。</p>	—	渡邊委員	生活環境総務課
33	環境基本計画 体系図	—	—	<p>○ 資料2-5にある環境基本計画の体系図について、野生鳥獣被害対策など他部局と計画もぶらさがっており、この図が何を示しているのか分からない。生活環境部所管の計画を並べているのか、環境基本計画にぶら下がっている計画を並べているのか。</p>	<p>○ ご意見について、体系図には、当部が所管する計画を主に書いており、「その他関連する主な計画」の中で環境に関係する他部局の計画を記載しています。</p> <p>○ ご意見を踏まえ、他部局との関係が分かりやすくなるよう検討します。</p>	—	沼田委員	生活環境総務課
34	—	—	—	<p>○ 素案に対して各委員から意見が出され、その対応方針は示されているが、6月中旬以降からのパブリックコメントに向けて、中間整理案への反映はどのように考えているのか。また、スケジュールはどのようになるのか。</p>	<p>○ ご意見について、本日までに委員からいただいた意見について、所用の検討、調整を踏まえ、中間整理案を修正し、委員の皆様フィードバックし、御意見いただいてからのパブリックコメントになる。</p> <p>○ スケジュールについては、6月から7月にかけてパブリックコメントに入れるようにしたいと考えています。</p>	—	河津委員	生活環境総務課